

仕様書番号：C 3 1

作成年月日：令和 5 年 5 月 3 1 日

1 2 号 整備 場 排 煙 窓 補 修 工 事

件 名	1 2 号 整備 場 排 煙 窓 補 修 工 事	縮 尺	—
種 別	表 紙	図面番号	1 / 4
陸 上 自 衛 隊 習 志 野 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科			

仕 様 書

1 工事件名 12号整備場排煙窓補修工事

2 工事場所 千葉県船橋市葉円台3-20-1 陸上自衛隊習志野駐屯地

3 工事概要 排煙窓補修 一式

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊習志野駐屯地において実施する「12号整備場排煙窓補修工事」について必要な事項を規定する。
- (2) 本工事は設計図書に記載してある事項のほか、「公共建築工事共通仕様書（建築工事編）最新版」、関係法令等に基づき実施すること。
- (3) 本仕様書に記載なき事項で、技術上当然実施すべき事項については、確実に実施するものとする。また、内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督官と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本工事に使用する材料は、仮設材及び既設再使用品を除き全て新品を使用し、監督官の検査を受け合格した物を使用すること。
- (5) 受注者は工事を行なう場合の駐屯地への立入り及び駐屯地内での行動は、監督官の指示を遵守して行なうこと。
- (6) 許可を受けていない場所への立入りは厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをすること。
- (7) 工事時間は、原則として平日の0815から1700までとする。
なお、業務時間外に作業する必要がある場合は、事前に承諾を受けること。
- (8) 工事作業者は、その作業内容に応じ、必要な知識及び技能を有すること。また、法令等により作業等を行なう者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行なうものとする。
- (9) 工事期間中は、駐屯地内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施することとし、万一損傷させた場合には速やかに監督官に報告するとともに、受注者の責任において保証するものとする。
- (10) 本仕様書は、当役務関係者以外に貸出、複写及び回覧をさせてはならないものとし、関連した情報が漏えいした際には、受注者が全て責任をとること。
- (11) 工事写真は、施工前、施工中及び施工後の隠蔽部となる箇所や、主要な作業段階の実施状況、その他監督官の指示するものを撮影し、写真帳（A4版）に整理して完了検査前に監督官に提出すること。
- (12) 本工事により発生した発生材については、監督官の指示する場所に集積し、発生材調書とともに官側に引継ぐこと。また、その他の廃材等に関しては、

5 特記事項

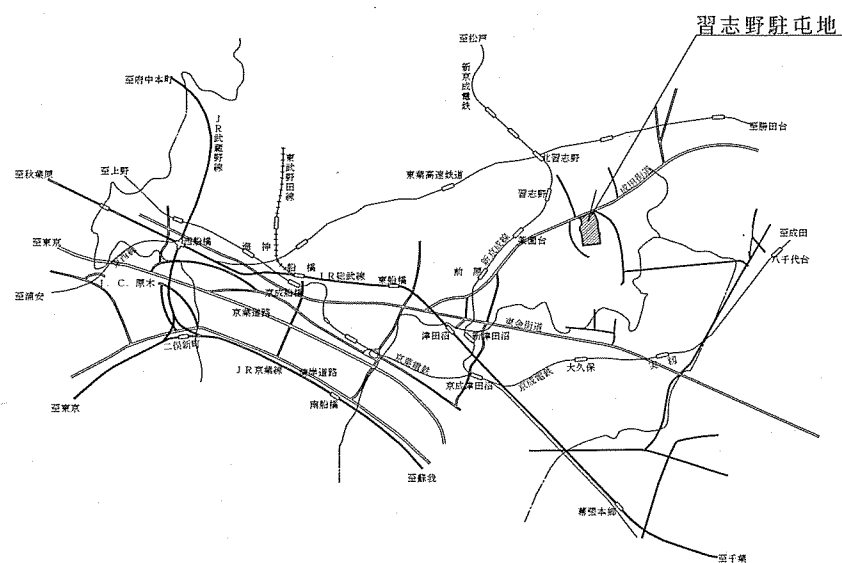
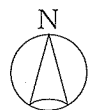
- (1) 工事完了後、正常に作動するか監督官立会のもと試運転を実施すること。
- (2) 本工事で交換する部品等は以下のとおりとする。

品 名	規 格	個 数	備 考
電動駆動装置	SLE81110-B-RN-1	4台	
スイッチボックス	SLE81080A-RN-2	10台	
ワイヤー	10M	4本	

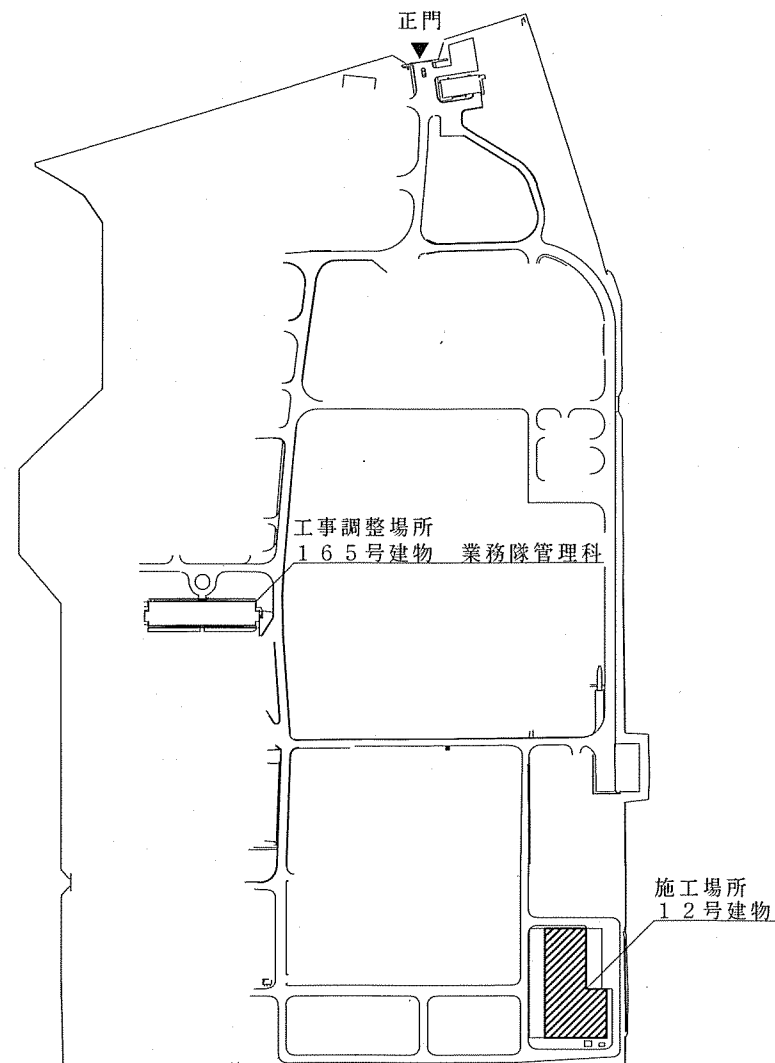
(3) その他

- ア 本工事に関する施工保証は、竣工検査合格後1年間とする。
- イ 電気、水道等の光熱水料は受注者負担とする。ただし、機器の試運転等に係るものを除く。
- (4) 受注者は、下記に示す書類を作成し、監督官へ提出すること。
- ア 工事着工届
- イ 作業工程表
- ウ 現場代理人等氏名通知書
- エ 工事竣工届
- オ 工事写真
- カ 発生材調書
- キ その他監督官が示すもの

件 名	12号整備場排煙窓補修工事	縮 尺	—
種 別	仕様書	図面番号	2 / 4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

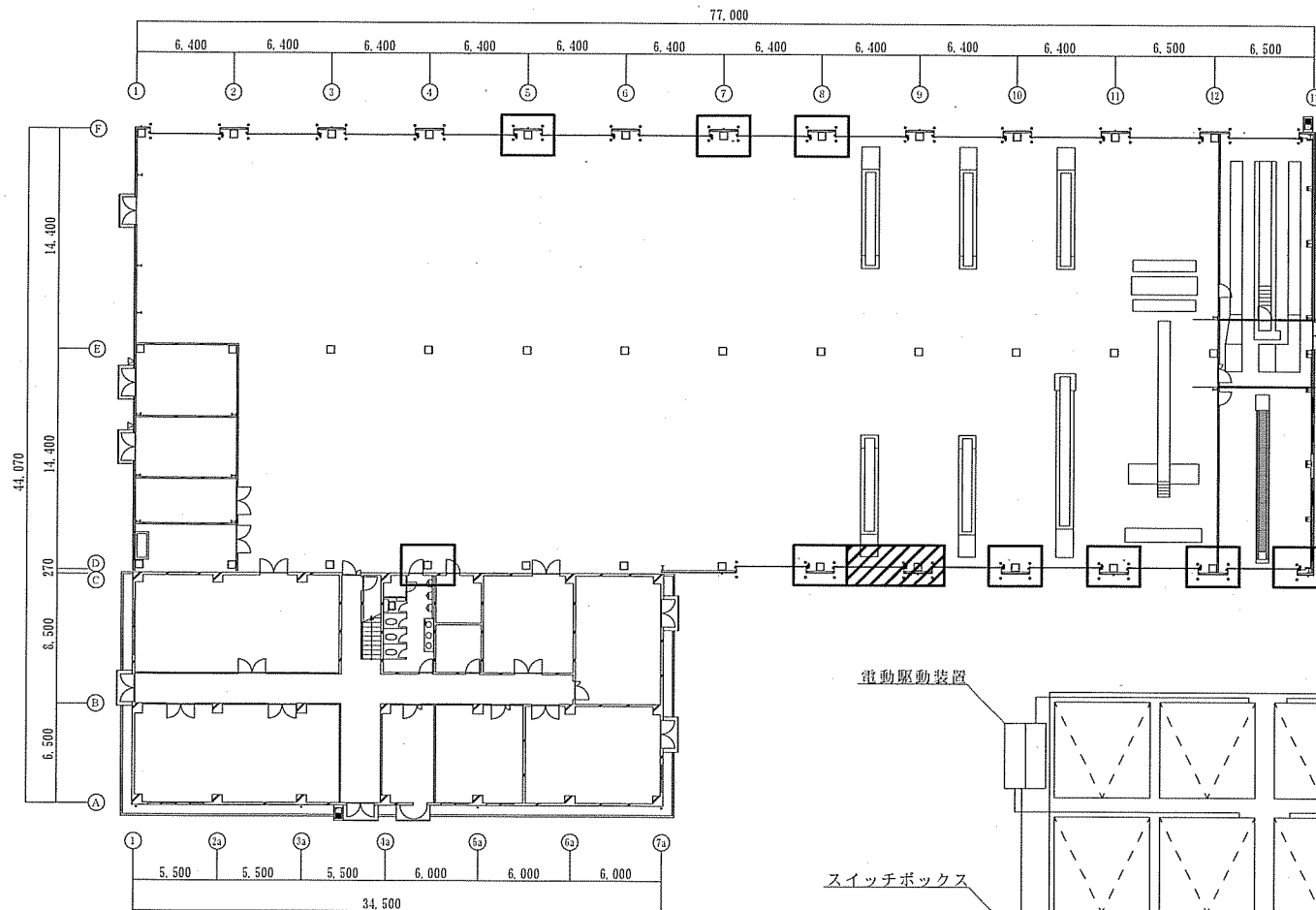


駐屯地案内図 S = 1 / X



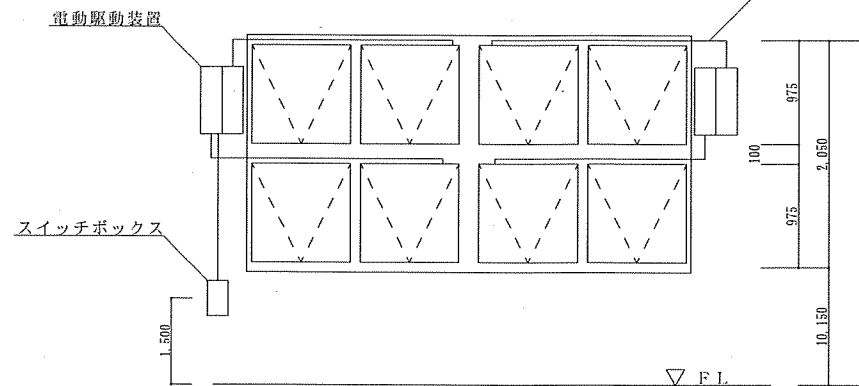
駐屯地配置図 S = 1 / X

件名	12号整備場排煙窓補修工事	縮尺	—
種別	駐屯地案内図、駐屯地配置図	図面番号	3 / 4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			



車両整備場平面図 S = 1 / X

- 凡例
- スイッチボックス撤去、新設
 - スイッチボックス
ワイヤー
 - 電動駆動装置 撤去、新設



排煙窓建具図 S = 1 / X

件名	12号整備場排煙窓補修工事	縮尺	—
種別	車両整備場平面図、排煙窓建具図	図面番号	4 / 4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			